

守  
る  
こ  
と  
で  
人  
類  
も  
救  
わ  
れ  
る  
生  
物  
多  
様  
性  
条  
約  
。

## 第二のトキはつukらない

運が良ければ冬季に藤前干潟で見られるクロツラヘラサギです。(絶滅危惧種)  
実はいま、世界で年間約4万種の野生生物が絶滅していると言われています。  
特定の地域や希少種を保存しようとするだけでは、地球全体の生物多様性を保全することはできません。  
「生物多様性条約」は生物多様性の保全や持続可能な利用のための包括的な枠組です。  
平成4年(1992年)、国連開発環境会議(地球サミット)において、地球温暖化に対する気候変動枠組み条約などとともに、採択されました。

現在、日本も含め、192の国及び地域がこの条約を締結しています。

### 生物多様性条約

<目的>①生物の多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分。

<内容>締約国には、主に次のことが求められます。各国がその能力に応じ、保全、持続可能な利用の措置をとること。各国の自然資源に対する主権を認め、資源提供国と利用国との間での利益の公正かつ公平な配分をすること。生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした国家戦略の策定。

### カルタヘナ議定書

現代のバイオテクノロジーにより改変された生物(Living Modified Organisms;以下LMOと略)の国境を越える移動に先立ち、輸入国がLMOによる生物多様性の保全及び持続可能な利用への影響を評価し、輸入の可否を決定するための手続きなど、国際的な枠組みを定めたもの。

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性



環境省

中部地方環境事務所

2010年10月 名古屋市で生物多様性条約第10回締結国会議COP10  
カルタヘナ議定書第5回会合MOP5が開催されます